

(その1)

## 収支報告書

令和3年分  
開催分

(ふりがな) のりきかい

1 政治団体の名称 のり木会

2 主たる事務所の所在地 三重県松阪市茶与町28-2 田村のりひさ事務所内

3 代表者の氏名 (姓) 村林 (名) 稔

4 会計責任者の氏名 (姓) 世古 (名) 丈人

事務担当者の氏名

(姓) 近藤 (名) 久之

(電話) 059-253-2883

(電話)

(電話)

受付	会計	添付	複写	転記	
(2)	(2)	(2)			

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	政治資金規正法第18条の2第1項 の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	



国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 (姓) の氏名	田村 憲久
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別)	(現職)
公職の候補者 (姓) の氏名 (2人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者 (姓) の氏名 (3人目)	
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合 2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(※複数の期間がある場合 2つめ以降の期間)	

(その2)

# 収支の状況

## 1 収支の総括表

収入総額	132,520
(前年からの繰越額)	132,520
(本年の収入額)	0
支出総額	0
翌年への繰越額	132,520

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数(党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄附	
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額
(ア) 個人からの寄附	0
(うち特定寄附)	0
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0
(ウ) 政治団体からの寄附	0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0
イ 政党匿名寄附	0
合計 (ア + イ)	0

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	0	
(4) 事 務 所 費	0	0	
小 計	0	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	0	0	
合 計	0		

(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先との残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先との残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 5月 23日

政治団体の名称 のり木会

会計責任者の氏名 世古 丈人



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

## 政治資金監査報告書

令和4年5月20日

のり木会

代表 村林 深 殿

登録政治資金監査人 万 三 貢  
  
登 錄 番 号 第1183号

研修修了年月日 平成21年3月25日

### 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、「のり木会」の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は微取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、「のり木会」の主たる事務所において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、「のり木会」に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国會議員関係政治団体に係るその年ににおける支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徵し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

## 3 業務制限

「のり木会」と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、「のり木会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上